

公立大学法人神戸市看護大学職員の休職に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第52号

公立大学法人神戸市看護大学職員の休職に関する規程（2019年4月1日規程第61号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
(休職の期間) 第4条 略 2 前項の規定により定めた休職の期間が別表に掲げる期間に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き別表に掲げる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、第5項の規定により復職を命じられた日から <u>6箇月以内</u> に再び就業規則第16条第1項第1号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。	<u>1年</u>
	<u>3 病気休職の場合であって、同一の事由または類似の事由により休職を命じられたときは、前2項の規定にかかわらず、理事長が定める休職の期間は、休職の期間の累計が過去5年間で3年を超えない範囲内とする。</u>
<u>3</u> 就業規則第16条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。	<u>4</u>
<u>4</u> 第8条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、同号の事由が消滅するまでの間とする。	<u>5</u>
<u>5</u> 理事長は、第1項から第3項までの休職期間中にその事由が消滅したときは、休職は当然終了したものとし、当該職員に対し復職を命ずるものとする。	<u>6</u>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 2025年4月1日（以下「基準日」という。）において休職している職員の当該休職期間を第4条第2項但書の規定に基づき通算するにあたっては、なお従前の例による。

3 第4条第3項の規定に基づく休職の期間の累計を算定するにあたっては、基準日以降の期間をもって算定する。